

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和7年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和7年8月20日(水) 午前10時00分～午前12時05分	
開催場所	八潮メセナ 集会室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	(1) 出席委員(14名) ◎真鍋 陸太郎 ○藤井 隆彰 丹羽 尊司 高野 保 中川 由美子 増野 美七海 高山 文子 近藤 孝志 清水 亜由美 戸賀崎 格男 大熊 宏昌 森 泰子 桜井 健一 深井 雄一 (2) 欠席委員(4名) 櫛渕 由美子 木村 伸士 飯塚 光弘 新井 千瑞 (3) 事務局(八潮市) 障がい福祉課 係長 小倉 紀子 障がい福祉課 主任 中村 麻祐	
次回開催予定日	令和7年11月12日	
問い合わせ先	八潮市役所 障がい福祉課 障がい給付係 電 話：048-933-9413 メール：shogai@city.yashio.lg.jp	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内 容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（10：00～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の過半数の出席で成立する。委員総数18名のうち14名が出席しているので、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

八潮市健康福祉部長の遠藤より開会のあいさつ。
第1回協議会のため、各委員から自己紹介。続けて、事務局職員紹介。

3 議 事

（1）会長及び副会長の選任について

・質疑等(要旨)

【事務局】 議事（1）会長及び副会長の選任について、設置規約第6条第2項の規定により、委員の互選によって会長を選出することとなっている。会長の職に自薦・他薦はあるか。

【大熊委員】 福祉有償運送に関する知見をお持ちで、長くこの協議会にご尽力いただいている、真鍋委員を推薦。

【事務局】 真鍋委員の意向確認。

【真鍋委員】 了承。

【事務局】 真鍋委員を会長としてよろしいか。

【委員一同】 了承。

【事務局】 それでは、会長は真鍋委員とする。
会長が選任されたため、設置規約第6条第3項の規定に基づき、以降は会長が議長として進行する。

【事務局】（真鍋委員、会長席へ移動後）設置規約第6条第4項の規定により、副会長は会長が指名することとなっている。真鍋会長に副会長を指名いただきたい。

【真鍋会長】 主宰市の藤井委員を指名。

【藤井委員】 了承。

【事務局】（藤井委員、副会長席へ移動後）会長へあいさつを依頼。

【真鍋会長】 この後の議事でも取り上げるが、福祉有償運送を行う団体が現状足りていないということが明確になっている。本日2団体が新規登録申請予定で、うち1団体は新たに福祉有償運送を始める団体である。輸送サービスをぜひ積極的に行っていただきたいため、協議会では慎重なご審議のうえご判断いただくようお願いしたい。

（２）地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し移動制約者等と福祉有償運送の必要性について、説明を求める。

【事務局】 別紙の資料1に基づき説明。8市町へ事前に照会したところ8市町から必要との回答があった。提出のあった8市町の意見を踏まえ、必要性の判断をお願いしたい。

【真鍋会長】 資料1に基づき、各市町から提出された必要性に関するコメントを踏まえると、必要とされる移動制約者の数が年々増えていっている中で、福祉有償運送の需要は高いため、埼葛南地区における福祉有償運送については必要性があると判断して協議会を進めたいと思うが、意見はあるか。

【委員】 （意見なし）

【真鍋会長】 特に意見がないようであれば、令和7年度の埼葛南地区における福祉有償運送を必要と判断してよろしいか。

【委員一同】 了承。

（３）令和6年度会計報告及び令和7年度予算（案）について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し令和6年度会計報告及び令和7年度予算（案）につい

て説明を求める。

【事務局】 次第に綴った資料の２～４ページに基づき説明。

【真鍋会長】 今年度は協議会を３回開催予定で、例年通りの予算組みとなっている。意見はあるか。

【委員】 （意見なし）

【真鍋会長】 昨年度決算報告及び今年度の予算案については了承してよいか。

【委員一同】 了承。

（４）新規登録申請について（２団体）

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 新規登録について２団体のうち、まず「特定非営利活動法人 糸」の担当者に入室いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 糸 ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料２に基づき概要説明。

【真鍋会長】 福祉有償運送はどういった場面で使用されるか、貴団体の普段の活動等とあわせて説明をお願いします。

【事業者】 放課後等デイサービスを運営しており、利用者から時間外での利用の相談があったため、まずは今放課後等デイサービスを利用している方を対象に考えている。

【真鍋会長】 その方を対象に、どこからどこまでの運送をするのか。

【事業者】 基本的には自宅から就労体験施設までの運送や、親御さんが送迎時間に間に合わないときの運送等を考えている。

【真鍋会長】 対価に関して、申請書類を確認すると、生活サポートを利用しない場合は距離制と時間制で実費がかかることになるかと思うが、こちらはどのようなケースで使い分ける予定か。

【事業者】 現状希望されている方が全員生活サポートの申請をしているが、今

後事業を拡大していく上で対応できるように考えている。

【真鍋会長】 生活サポート利用者ではない方が利用する場合、時間制を使うのか距離制を使うのかというのは、その都度選んでいただくのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 申請書類にない文言として、利用料金一覧に送迎料金2キロまで180円と書いてあるが、これは迎車の間違いか。

【事業者】 迎車の間違いである。

【真鍋会長】 利用料金一覧は利用者の方にお見せするもののため、正確に書いていただきたい。送迎料金ではなく迎車回送料金だとすると、申請書には迎車回送料金が200円加算1キロあたり180円上限500円と書いてあり、矛盾が見られる。申請書の200円はどのような意図か。

【事業者】 1mでも乗れば200円かかり、さらに距離が伸びると加算がつく。

【真鍋会長】 最初に1キロの場合は200円で、次に1キロから2キロまでが380円になるという意味だとすると、迎車回送料金のところも、最初の1キロ200円、加算1キロ180円、上限500円と書くほうがよい。

【事業者】 了解した。

【真鍋会長】 委員に質問を求める。

【清水委員】 利用料金一覧では、送迎（迎車）料金2キロまで180円となっているが、申請書の迎車回送料金は200円で加算1キロあたり180円となっているため、先ほどの話を踏まえると2キロあたり380円の迎車料金がかかるように見えるが、どちらが正しいのか。

【事業者】 1キロまで200円と考えている。

【真鍋会長】 書き方としては申請書が正しくて、利用料金一覧が間違いだということでしょうか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 申請書はこのまま受け付けるが、協議会では利用者の方へわかりやすく料金を提示するようお願いしているため、その点しっかり配慮して修正してほしい。

【事 業 者】 了解した。

【近藤委員】 3点ある。1点目、ドライバー担当、運行管理保守担当、苦情処理担当がすべて同じ方になっているため、別の方にしてほしい。

2点目、旅客の範囲について、申請書だとトに丸がついているが、旅客の名簿はハの人しかいない。一方で、会員数の集計表だとハとトに人数の記載がある。実際の旅客の範囲は、トとハの両方なのか。

【事 業 者】 はい。

【近藤委員】 申請書のハに○を書いてほしい。また、申請書と名簿、会員数の集計表で整合性をつけてほしい。名簿に載っていないくても、受入れ体制があれば旅客の区分に含めて構わないが、トも申請するのか。

【事 業 者】 はい。

【近藤委員】 3点目、申請書のタクシー料金の8割について、県で認識している金額と異なる。上限が30分 2,814円と認識しているが、2,920円というのはどこから持ってきた数字か。

【事 業 者】 埼玉県のとクシーの地区Aというところから計算して算出した。

【近藤委員】 8割以下でないといけないわけではないため、この料金でも協議が整えば差し支えはないが、県の認識よりは高いので共有したい。

【真鍋会長】 まとめると、運行管理と苦情処理に関して、運転手とは別の方を記載してほしい。旅客の範囲に関しては、今名簿の一覧ではハの方しかいないが、トも申請するというくことで、申請書ではハとトに○を記載してほしい。名簿はそのままでいいが、集計表も修正してほしい。

【事 業 者】 了解した。

【真鍋会長】 今回は別添で利用料金一覧がついているが、申請書の2 時間制(1)運送の対価に、生活サポートを利用する場合と利用しない場合の二つに分けて書いてほしい。

【事 業 者】 了解した。

【真鍋会長】 申請書における時間制の運送の対価について、タクシー料金の8割の金額 2,920円が、県が認識している 2,814円より若干高い。設定運賃は8割以下にするという規定は無く、協議会で8割を目安に決めればいいので、2,920円でも構わないが、タクシー料金8割を遵守するとしたら、30分あたり 2,800円を提案したい。

【事 業 者】 計算を誤ってしまった、2,800 円で構わない。

【真鍋会長】 では30分あたり2,800 円に修正をお願いします。また、加算についても計算し直す必要がある。利用者の方に示す利用料金一覧のほうも、しっかりと修正をお願いしたい。

【事 業 者】 了解した。

【中川委員】 事業所の設置場所は春日部市だが、対象者が越谷市と草加市となっている。放課後児童デイサービスの場所は、越谷市に設置されているのか。

【事 業 者】 はい。

【真鍋会長】 もし春日部市在住の方を、春日部市の中だけで運送する場合、運送区域の拡大の申請が必要になる。

【事 業 者】 了解した。

【真鍋会長】 今回新規ということで、福祉有償輸送では、運行する際に安全の確認のためのリストや、運送の記録をつける必要がある。しっかりご理解いただいて適切な運送をお願いしたい。修正事項をまとめた後、事務局より連絡する。その後提出されたものを、事務局と会長で確認して判断することとする。

～事業者（ 特定非営利活動法人 糸 ）退室～

【真鍋会長】 続いて、「NPO 法人 星の金貨」の担当者に入室いただく。

～事業者（NPO 法人 星の金貨）入室～

【真鍋会長】 担当市町の草加市へ概要説明を求める。

【戸賀崎委員】 資料2に基づき概要説明。

【真鍋会長】 前回の会議で協議が整ったが、埼玉県交通政策課への申請が漏れてしまい、一旦令和7年3月で登録が抹消されたため、今回再度新規申請の扱いとなる。どのような事業を行っていて、その中でこういった場面で運送を使うのか、改めて簡単に説明をお願いします。

【事 業 者】 放課後等デイサービスを行っていて、事情により学校に行けない児童の自宅に迎えに行き、学校に送りに行くというのをメインでやっている。基本的にはデイサービスを利用している児童に限り運送のサービスを提供している。

【真鍋会長】 運送の対価の申請を確認すると、生活サポート事業を利用している方に限定しているということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 生活サポート事業も、その年間上限を超えることは想定されていないということでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 車両に貼ってあるプレートが、本来その登録番号を記載すべきだが、それが見当たらない。何を車両に貼らないといけないかを正確に確認してほしい。

【事業者】 了解した。

【真鍋委員】 更新申請では、運行時の安全の確認のための書類をどうしているか、あるいは運行した際の時間や距離が記録されているかも確認する。これらはすでに行っているか。

【事業者】 はい、実際に記録している。

【真鍋委員】 申請について協議が整ったこととする。

～事業者（NPO 法人 星の金貨）退室～

（５）変更登録申請について（２団体）

・質疑等(要旨)

【真鍋委員】 変更登録について２団体のうち、順番では「特定非営利活動法人 ビーバー」が先だが、到着が遅れているため、「社会福祉法人 たいむ共生会」の担当者に入室いただく。

～事業者（ 社会福祉法人 たいむ共生会 ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の蓮田市不在につき、事務局へ概要説明を求める。

【事務局】 資料３に基づき概要説明。

【真鍋会長】 表に誤りがあり、資料１３ページが差し替えになっている。設定運賃の目安がタクシー料金の２分の１から８割に変わったため、こちらの運送の対価も修正したいということかと思う。補足説明等あればお

願いたい。

【事業者】 これまで料金の見直しを何回か行っているが、近年の物価高等も鑑みて、大変心苦しいが今回変更の申請を行った。生活サポート事業の利用に関しては、最短距離を算出し、燃料代として１キロ３０円という形で見積もっている。生活サポート事業以外の利用において、３０分１,２００円から１,５００円に、加算に関しては３０分１,０００円から１,２００円に値上げを実施したい。

今回承認されれば、１０月から１１月頃に実施し、利用者の方には予め１ヶ月前以上に連絡して理解を求める予定である。

【真鍋会長】 申請書を見ると、生活サポート事業利用の場合は時間制で、その対価の変更は行わず、待機料金と介助料金のみの変更に見える。口頭での説明と違うが、申請書が正しいということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 この協議とは直接は関係ないが、申請書に記載のあるタクシー料金の８割が２,９２０円になっている。今回は設定運賃がこの額より低いので問題にならないが、先ほどに続き２団体ともこの数字を使っている。

【近藤委員】 資料３ １４ページのタクシー運賃改定謹告を見ると、確かに２,９２０円の方になるように思うが、国から示された目安だと２,９２０円にならない。理由は不明だが、国が示している以上、目安として２,８１４円を使わざるを得ないと考える。

【真鍋会長】 了解した。私からは以上だが、他に意見はないか。
他に意見が無ければ、協議が調ったこととしたいがよろしいか。

【清水委員】 資料１３ページ（差替え後）の表の、タクシー料金の８割の金額を２,８１４円に訂正するのか。

【真鍋会長】 このまま協議会で認めるのでよければそのままとするが、県としてはどうか。

【近藤委員】 運賃の協議は協議会止まりであること、また今回は特に８割の金額が問題になっていないことから、このままでよろしいかと思う。

【真鍋会長】 設定運賃が８割の金額を大きく下回るため、表の修正は求めない。差替え後の資料をもって申請を受付し、協議が整ったこととする。

～事業者（社会福祉法人 たいむ共生会）退室～

【高野委員】 タクシー料金の８割について、県の認識である 2,814 円と、国が示しているという 2,920 円で金額が異なるが、異なる理由も分からないのに、先ほど「特定非営利活動法人 糸」に申請料金を下げるよう要請したことに納得がいかない。

「社会福祉法人 たいむ共生会」を修正なしで認めたのだから、申請書として誤っていないのであれば、「糸」についても申請通りの 2,920 円を認めるべきではないか。

【真鍋会長】 「たいむ共生会」は設定運賃が 2,814 円を大きく下回っているため、2,920 円を修正する必要はない。対して「糸」は 2,814 円を上回っている。

【高野委員】 2,814 円を上回ってはいけないのか。

【真鍋会長】 それは協議会で協議して決めることで、先ほど金額を 2,800 円と決めた。

【高野委員】 先ほどは近藤委員が、県の認識が 2,814 円だと言ったので仕方ないと思ったが、2,920 円という数字が実際にあり、理由も明確でない。2 団体がタクシー料金の 8 割として 2,920 円を採用している状況で、どちらの数字を使うかは強制できないのではないか。

【真鍋会長】 県は、2,920 円は誤りと認識している。

【高野委員】 県の認識ではそうでも、「糸」が誤った数字を使ったわけではない。必ずしも設定運賃をタクシー料金の 8 割以下にしなくて良いのであれば、申請通りの 2,920 円を認めるべきである。

【真鍋会長】 委員に意見を求める。

【戸賀崎委員】 「特定非営利活動法人 ビーバー」も設定運賃を 2,920 円で申請予定である。資料 3 の 9 ページのとおり、国交省の HP に載っている 3,650 円を基準額として、これを 8 割にして 2,920 円と算出している。

また、「ビーバー」は先に南部の協議会のほうで 2,920 円を認められている。

【増野委員】 先ほど近藤委員から発言のあった国から県に出されてる書類というのは、国土交通省から出された「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて」というものであり、運送の対価の目安をインターネット等で公表すると記載している。それが「自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について」という通知で、うち埼玉県 A 地区は時間制だと 5 分まで 469 円となっていて、30 分あたりで計算すると 2,814 円となる。469 円の算出方法は今わからないが、普通車・大型車・特定大型車ともに A 運賃から下限運賃まで一番高い金

額から一番低い金額まで区分があり、それらを含めて大体 8 割の金額を出していると思われる。

2,920 円については、例えば「ビーバー」の申請書類のうち、資料 3 の中の 10 ページに「埼玉南部地区 自動認可運賃・料金表」がある。おそらく「ビーバー」は車種の区分のうち普通車の上限運賃で一番高い金額である 3,650 円に 0.8 を掛けて出した金額だと考えられる。

【真鍋会長】 10 ページの料金表はどこに載っているものか。

【増野委員】 インターネット上で公開されているもので、埼玉県内で一般タクシーや介護タクシーの事業を行う方向けに、運賃の大体の目安を確定させて HP に載せている。

【真鍋会長】 2,814 円については、県の方に通知されていて、県の福祉有償運送のページにその情報を載せているのか。

【近藤委員】 県の HP では、上限値等を空欄にして載せている。それぞれの地区の上限値等を載せたものを協議会ごとに送付し、それをもとに協議会で協議する形をとっているが、今後上限値等を載せたものを HP 上で公開することを検討している。

【真鍋会長】 事業者が協議会に申請するときに、協議会に確認しないと、2,814 円という数字がわからない状況ということか。

【近藤委員】 厳密に言えば国の HP に公表されているが、わからない可能性が高い。

【真鍋会長】 「タクシー料金の 8 割」と書かれているため、一般の事業者がタクシー料金を調べた際に、2,920 円を使う可能性が高い。福祉有償運送では 2,814 円という目安を示しているが、現状事業所はその数字を手に入れづらい。そのため、2,920 円が 2,814 円より高いとはいえずらい。高野委員の指摘通り、「糸」は申請通りの 2,920 円で認めても良いのではないか。

【高山委員】 強制したのではなく、「糸」が 2,800 円にしますと言ったのだから、そのままでもいいのではないか。

【近藤委員】 事業者が、上限だからその金額としているのか、積算して 2,920 円でなければ事業が実施できないのか、そこが重要なのではないか。

【真鍋会長】 対価の設定の上限に関しては、去年までは 5 割であった。以前は上限額まで提示しない事業者も比較的多かったが、最近はガソリン代や人件費の値上がりで対価を上げざるを得ないとの話が出ている。財政的に厳しいという事情はあるかと思う。

【高野委員】 同じ事業者として財政事情が分かるだけに、できるだけ事業者の申請額を認める方向で考えたい。

【真鍋会長】 「糸」は、最初の申請書のとおり 2,920 円でよろしいか。

【大熊委員】 タクシー料金の 8 割という基準は、今後も審査の際に必要なが、協議会として、「タクシー料金の 8 割は引き続き 2,814 円とするが、2,920 円までは基本的に認める」との運用にするのか、あるいは「タクシー料金の 8 割は 2,920 円とする」との運用するのか。

【真鍋会長】 埼葛南としては、今のところ団体が見つけれられる数字が 2,920 円だとすると、その金額で申請されてきた場合は、認めてよいのではないかと思う。

【大熊委員】 「タクシー料金の 8 割」の欄に記入する金額についても、同様に 2,920 円としてよろしいか。

【真鍋会長】 よろしいと思われるが、県から意見はあるか。

【近藤委員】 申請様式は、宛先が市長あてで、県で統一的に決めるものではないが、実際は統一様式として運用されているようだ。法令上は「タクシー料金の 8 割を目安とする」としか書いておらず、その解釈を協議会で上限とするのはありうる。

【真鍋会長】 協議会ごとに決めておけばよいとのことだが、タクシー料金を検索した際に出てくる金額と、福祉輸送運送で示すタクシー料金の 8 割の金額が一致するのが本来なので、県で検討し、数字を示すことを願います。

【近藤委員】 権限移譲を受けているとはいえ、特段の理由がなければ国から示された金額の 2,814 円を示すことになる。運賃は協議会で決めるものなので、県に相談があれば、国の数字を参考として伝えることになる。

【真鍋会長】 県から市町に 2,814 円と示されているのに、「2,920 円と記載して良い」とは答えにくい。相談してこない事業所は 2,920 円と記載する状況になるので、その矛盾をどうするか。協議会としては、どちらで書いてきても、2,920 円を目安で判断していけばよいと思う。県のホームページでは空欄ではなく、市町村ごとに明確に金額を出すなど工夫するように協議会から県へ要請する。市町としては、どちらの数字でも申請を受けてもらい、記載金額の相談があった場合は、県から示された数字として、2,814 円を提示いただきたい。では、「糸」は、元の申請の 2,920 円のままとし、他の修正の依頼を事務局に願います。

【真鍋委員】 では「特定非営利活動法人 ビーバー」が到着したため、担当者に入室いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 ビーバー ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の草加市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 旅客の拡大と対価の変更について、埼玉南地区で協議が整っているとのことでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 生活サポート事業については変更なし、生活サポート事業を適用しない場合のみの対価の変更ということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 変更後になると、生活サポート事業を適用しない場合の利用者の負担が変更前から2倍程度になるが、利用者からどのような声があるか把握しているか。

【事業者】 実際には生活サポートを基にしてサービス提供している方のみで、実績はない。

【真鍋会長】 念のため生活サポート事業を超えた、あるいは他の対象者の方が利用する可能性もあるため変更申請とのことで、協議が整ったこととする。

～事業者（ 特定非営利活動法人 ビーバー ）退室～

（6）更新登録申請について（2団体）

・質疑等(要旨)

【真鍋委員】 更新登録について2団体のうち、まず「特定非営利活動法人 一生会」の担当者に入室いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 一生会 ）入室～

【真鍋会長】 担当市の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料4に基づき概要説明。

【真鍋会長】 変更申請が出ていないため、これまで登録していた内容で更新ということで間違いないか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 これまでの福祉有償運送の中で交通事故、あるいは苦情等はなかったということで間違いないか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 安全運転のための確認表と乗務記録が空欄だが、実際はどのように確認し、乗務記録をつけているか説明願いたい。

【事業者】 朝の出勤時、アルコールチェッカー及び口頭で健康管理の確認を行うことにしている。

【真鍋会長】 実際の確認表及び乗務記録を参考資料として後ほど提出いただきたい。

【事業者】 現状では稼働していない。

【真鍋会長】 では、今後の利用を見込んだ更新申請とのことで、協議が整ったものとする。

～事業者（ 特定非営利活動法人 一生会 ）退室～

【真鍋委員】 続いて、「NPO法人生活サポートほほえみ」の担当者に入室いただく。

～事業者（ NPO法人生活サポートほほえみ ）入室～

【真鍋会長】 担当市の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料4に基づき概要説明。

【真鍋会長】 変更申請が出ていないため、これまで登録していた内容で更新ということで間違いないか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 これまでの福祉有償運送の中で交通事故、あるいは苦情等はなかったということで間違いないか。

【事 業 者】 はい。

【真鍋会長】 生活サポート事業とそれ以外で対価を設定されているが、実際に、生活サポート事業以外の方を運送することはあるか。

【事 業 者】 生活サポート事業の対象の方のみ運送している。

【真鍋会長】 資料中、車両の写真が不鮮明なため、事務局に再提出を依頼する。

【事 務 局】 はい。

【真鍋会長】 安全運転のための確認はどのように行っているか。

【事 業 者】 対面にて確認、運転者の点呼を行ったのち、車両の点検はドライバーが項目に沿って行っている。

【真鍋会長】 確認者の欄に空欄が認められたため、記入を徹底いただきたい。また、乗務記録報告書では、生活サポートの時間ではなく、運送している正味の時間を記入するように今後は修正願いたい。

【事 業 者】 はい。

【近藤委員】 安全のための確認表で、確認欄の徹底の話があったが、直近で県内において自家用有償で酒気帯び事案があったこともあり、運行管理の点呼は確実に実施いただきたい。仮に確認なしの状態で酒気帯びで事故となれば、法人の存続に関わる問題になってしまうのでそこはよくよく願います。

【真鍋会長】 ほかになければ、協議が整ったものとする。

～事業者（ N P O法人生活サポートほほえみ ）退室～

（７）令和６年度下半期実績報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋委員】 令和６年度下半期実績報告について、事務局に説明を求める。

【事 務 局】 資料５に基づき概要説明

【真鍋委員】 先ほど更新申請のあった一生会とほほえみは、この下半期は実績ゼロだが、更新して今後に備えている。

【近藤委員】 生活サポートで区分によっては利用者負担ゼロの場合もあるため、

県で整理をしているところ。生活サポート補助の場合は自家用有償旅客運送なので、旅客を有償で運送する。補助で輸送していて旅客から対価を得ていない場合は、実績外にするという整理をしようかと考えている。後ほど協議会に連絡するので、今回は特にこれを訂正するものではない。なお、実績ゼロの事業所は、廃止の動きがあれば、廃止届を出してもらう必要があるため、情報収集をしておいていただけるとありがたい。

【真鍋委員】 情報収集については市町で願います。

【真鍋委員】 実績報告の方法だが、協議会の席上、事業者から、補助金も含めて集計すべきではないかとの意見が出たことがある。県でその扱いを示すのであれば、それに基づいて整理したい。

(8) 変更報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 資料6（変更報告一覧表）に基づいて説明。変更については一覧表のとおり10団体から提出されている。

【真鍋会長】 質問を求める。

【委員一同】 特になし。

【真鍋会長】 意見が無ければ、了承してよろしいか。

【委員一同】 了承。

(9) 更新登録申請を意見公募形式にすることについて

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 当日配付資料に基づいて説明。

事業者からの更新の登録を行う前の協議方法について、更新の登録を行う場合にあっては、「意見公募方式によることができる」から「意見公募方式を原則とする」という旨の規定に変更された。

この通知を受けて、県内で意見公募形式に変更した協議会は今のところなし。

前回協議会后、4人の委員から意見があったので紹介すると、「福

社有償運送の事務が多く、特に更新に関しては厳しい」「いろいろな仕事を兼務しているため、更新事務で利用者の支援に支障が出ている」という意見の一方で、「対面での協議が必要になる理由があれば、これまで通り実施すべき」との意見もあった。

【真鍋会長】 質問・意見を求める。

【真鍋会長】 本日で言えば、一生会とほほえみの場合が該当する。基本的に変更がない場合の協議をどうするかということである。意見等なければ、県下の様子を確認しながら、引き続き協議としたいがよろしいか。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 これで本日の議事を終了する。活発な議論に感謝する。

4 その他

【事務局】 第2回会議は11月12日に開催予定である。
副会長へあいさつを依頼。

【藤井委員】 閉会のあいさつ

【事務局】 行政職員以外の方は、資料を回収するため、机の上に置いたままの退席を求める。

5 閉 会（12：05）